

(情報開示)

一般事業主行動計画

◎次世代育成・子育て支援



次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、職員が仕事と家庭の両立等に関し、行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 計画内容

(1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や

情報提供及び相談体制の整備の実施。

(2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、男性の育児休業取得を促進するた

めの措置の実施。

行動計画

期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日

行動計画の主な内容

目標1) 女性の産休・育児休業申出者に対し、現行通り安心して取得できるように環境の継続を目指す為、申出者へ産休・育休の諸制度の充実。労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施（相談室設置）。

〈対策〉・平成30年4月～ 定例の責任者会議にて周知徹底させる・各施設は訪問にて 対応する。
・平成30年10月～ 定例の責任者会議にて周知徹底させる・各施設は訪問にて 対応する。
・平成30年4月以降 各病棟師長会議にて協力依頼をしていく・各施設は訪問に（3か月ごと）て対応する。
・平成31年以降も上記事項を定期的実施していく。

目標2) 男子職員の育児休業取得推進（積極的な取り組み取得できる環境作りを構築させる）。

〈対策〉・平成30年4月～ 定例の責任者会議にて詳細説明、推進依頼をしていく・各施設は訪問にて対応する。
・平成30年4月～ 制度導入実績に基づいて更に協力依頼をしていく・各施設は訪問にて対応する。
・平成30年10月～ 定例の責任者会議にて推進依頼をしていく・各施設は訪問にて対応する。
・平成30年4月以降 各病棟師長会議にて協力依頼をしていく・各施設は訪問にて対応する。
・平成31年以降も上記事項を定期的実施していく。